租税の重要性、役割、再認識の機会に

『税を考える週間』特集

今日11日から17日の一週間は「税を考える週間」。埼玉県内の15税務署は、今年も納税表彰式や講演会など各種の行事を開催します。そこで、浦和税務署長の有賀茂夫氏、関東信越税理士会埼玉県支部連合会会長の久保章氏、社団法人埼玉県法人会連合会会長の利根忠博氏、埼玉県納税貯蓄組合総連合会会長の飯島賢二氏の4人を迎えて、税務行政の現状、e−Tax(国税電子申告・納税システム)の普及状況や租税教育などについてうかがいました。

(聞き手・埼玉新聞社社長 小川秀樹)

ーはじめに浦和税務署の有賀署長から「税を考える週間」の趣旨などについてお話をいただきたいと思います。

有賀 「税を考える週間」は、国税庁が50年以上続けている広報キャンペーンです。納税者の皆様に、税の意義や役割などについて考えていただき、税務行政への理解をより深めていただくことを目的として、私どもから様々な情報を提供したり、納税者の皆様から税務行政に対するご意見やご要望をお聞きすることとしています。

本年も、昨年に引き続き「IT化・国際化と税」をテーマに、国税庁をはじめ国税局・税務署が行ってきた取り組みを紹介するとともに、e−TaxなどIT化に関する施策の利用促進に向けた情報を提供していきます。国税庁ホームページには「税を考える週間」の特集ページも開設されますので、ぜひ、この機会に国税庁・国税局・税務署の広報広聴活動にご注目いただき、税務行政についてのご理解を一層深めていただきたいと思います。

ー本日ご出席の各団体でも、この週間に併せて何か計画は。県法人会連合会の利根会長からお話をいただきたいと思います。

利根 法人会では、恒例となっております記念講演会に多数の会員の皆様に出席していただくほか、基本的には傘下15単位会ごとに講演会や租税教育活動など様々な行事を計画しています。

ご承知のとおり、平成20年12月1日から新公益法人制度がスタートし、今年度が2年目となります。この制度改革を機に、原点である「税」に関する活動を充実させていきたいと考えています。

ー(久保会長) 税理士会はいかがですか。

久保 税理士の社会公共的役割を広く知ってもらうため、この期間を通じて税理士制度や会活動などのPRに努めていきたいと考えています。中・高校生に応募していただいた「税に関する作文」では、関係団体の協力を得まして4名の生徒の皆様に県連会長賞として表彰状と副賞を贈呈させていただきます。このほか、県内各支部では、期間中、無料税務相談会や講演会などを実施する予定です。

ー(飯島会長) 納税貯蓄組合はいかがですか。

飯島 「正しい税知識の普及と納税道義の高揚を図るための活動」と「租税の自主納付態勢確立のための活動」が私たちの活動の二大根幹ともいうべきものです。その中で、本年度は、中学生の「税についての作文」募集、e−Taxの普及拡大、消費税滞納の未然防止と振替納税の推進を重点事業として積極的に取り組んでいきます。

中学生の「税についての作文」の応募作品のうち優秀作品は、この週間中に各地区で行われる式典などで表彰します。

IT化・国際化と税

ー有賀署長から、週間テーマ「IT化・国際化と税」のご紹介がありました。社会経済活動は、取り引きのIT化・国際化により大きく変貌しています。このように社会経済情勢が変化している中で税務行政が抱える課題は。

有賀 お話のとおり、最近の税務行政を取り巻く環境は大きく変化しています。インターネットを利用した取引が著しく拡大し、企業や個人の国境を越えた事業・投資活動といった取引が活発化しています。このような社会構造の変化や経済社会のIT化・国際化の進展に伴い、調査・徴収事案は一層複雑で困難なものとなっています。

国際課税の分野では、各国の税制や租税条約の違いを巧みに利用して租税負担を軽減する国際的租税回避や、同じ所得に対する国同士の見方が異なることで複数の国から課税される二重課税などが大きな問題となっています。

こうした中で、国税庁が任務とする「国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」を果たしていくためには、税務行政の透明化を進め、納税者の皆様の利便性のより一層の向上を図るとともに、悪質な納税者には厳正に対応していくことが必要であり、それが国民の皆様の負託に応えていく道と考えております。

ー課題への対応策は。

有賀 対応策としては、国税局に「電子商取引担当」、「国際化担当」を、また、県内の浦和・大宮両税務署に「情報技術専門官」、「国際税務専門官」を設置して、資料情報の収集や取り引きの実態解明を行い、課税上問題がある場合には、綿密な税務調査を行い不公平が生じることのないよう厳正に対処することとしていることなどが挙げられます。

また、一方では、パソコンをお使いになる納税者の皆様の利便性の向上を図るため、国税庁では、e−Taxや国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」などITを活用した申告納税を推進しています。

ー税務行政が抱える課題に対して、いろいろな取り組みがされているわけですね。

有賀 そうですね。国税庁ホームページの「Web−TAX−TV」では、これらの取り組みや税情報を動画と図解でわかりやすく解説するインターネット番組が配信されています。先ほどお話した国際課税に関しては、「国際的租税回避行為への対応〜国際税務専門官の仕事〜」、「海を越えた税務調査〜国税局調査部の仕事〜」といったドラマ仕立ての番組も配信されていますので、ぜひご覧ください。

埼玉新聞社社長
小川秀樹

関東信越税理士会埼玉県支部連合会会長
久保 章氏

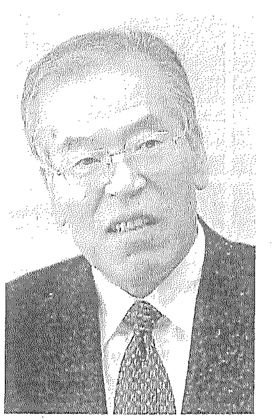

浦和税務署長
有賀 茂夫氏

(社)埼玉県法人会連合会会長
利根 忠博氏

埼玉県納税貯蓄組合総連合会会長
飯島 賢二氏

e−Tax
(国税電子申告・納税システム)

ーさて、先ほど有賀署長から「納税者の利便性の向上」との話がありましたが、この点についてもう少し説明いただけますか。

有賀 国税庁では、IT化時代に対応した税務行政の推進として、インターネットを利用して国税に関する申告や納税、申請・届出などが行えるe−Taxを今後の税務手続の中心を担う手段と位置づけ、その利便性の一層の向上と普及の推進を図っています。

また、国税庁ホームページでは、先ほどもご紹介した「Web−TAX−TV」など税務手続に役立つ情報を提供しているほか、確定申告書などの作成やe−Taxによる提出をサポートする「確定申告書等作成コーナー」、お問い合わせの多い質問に対する回答を税金の種類ごとに調べることができる「タックスアンサー」など、税務の窓口としての機能、納税者の皆様からのご意見・ご要望を寄せていただく広聴窓口としての機能も備えています。全国には、524の税務署がありますが、いわば「525番目の税務署」といえるほどです。

ー昨年度のe−Taxの利用状況は。

有賀 国税庁では、添付書類の提出省略、最高5、000円の税額控除などの制度面の措置、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」からのe−Tax利用やシステムの操作機能の改善等体制の整備を図るなど、e−Taxの利用促進に向けて取り組んできました。その結果、昨年度の主要手続きにおけるe−Taxの利用件数は1、658万件(前年度1、432万件)と大幅に増加し、その利用率も45・4%(前年度36・6%)に達しました(表1)。

政府のIT戦略本部で決定した「オンライン利用拡大行動計画」で示された平成25年度末までに利用割合を65%とする目標値の達成に向けて、本年度も積極的にe−Taxの利用拡大に向けた取り組みを進めていきたいと考えています。

ー各団体のe−Taxに対する取り組みは。税理士会はいかがですか。

久保 日本税理士会連合会が策定した数値目標(平成22年度までに税理士の50%がe−Taxで顧客の電子申告・納税を行う)に沿い、積極的にe−Taxの導入を推進しています。具体的には、各支部にe−Tax専門部会を設置し、全会員のICカード(電子証明書)取得と更新を勧め、電子申告制度の更なる利用促進を図るための施策を実施しています。また、地方税の電子申告「eLTAX(エルタックス)」についても、会員に情報を提供し、その普及に努めています。

ー法人会はいかがですか。

利根 法人会では、「e−Taxの推進」を活動の基本方針として、税理士会と連携を図りながら役員企業を中心にその利用促進に努めた結果、平成21年度の利用率は前年より11・4%増加して66・8%となりました。本年度も引き続き、活動の基本方針として、税理士会・税務署との連携強化を図り、e−Tax利用届出書の提出及び未利用先の利用促進を図りたいと考えております。

ー納税貯蓄組合はいかがですか。

飯島 e−Taxは、あらかじめ登録すれば自宅や事務所から国税に関する様々な申告や納税が可能となり、租税の期限内完納に寄与するものであることから、本年度も重点事業として、期限内納付推進活動には必ず「e−Taxの利用推進」を含め、また、各地区連合会、役員、組合員自体のe−Tax利用を図るなど、積極的にその推進に取り組むこととしています。

ー有賀署長、皆様からいろいろとご意見をいただきましたが、いかがですか。

有賀 皆様から、今後のe−Taxの利用促進に向けて大変心強いお話をいただきました。先ほども申し上げましたが、「オンライン利用拡大行動計画」を踏まえ、更なる利用拡大・利便性の向上に努めてまいりますので、皆様にもぜひご利用いただきますようお願いいたします。

■表1 e-Taxを利用した申告などの件数と利用率の推移

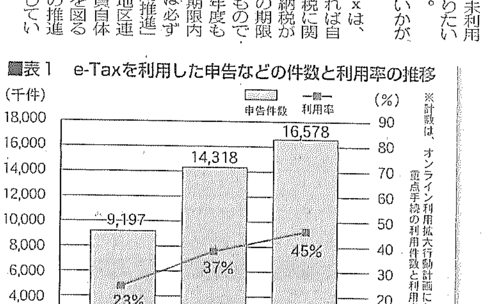

租税教育

ーさて、最後になりますが、本日ご出席の各団体の皆様は、それぞれ租税教育事業に積極的に取り組まれているとのことですが、その取り組みについてお聞きしたいと思います。

飯島 先ほども申し上げましたが、私どもは、組合を挙げて中学生の「税についての作文」の募集事業に取り組んでいます。この事業は、昭和42年にスタートして以来半世紀近くにわたって継続実施しており、おかげさまで応募生徒数は毎年増加の一途をたどっており、当組合独自の事業として大きな成果を挙げています。本年度も重点事業の筆頭に位置づけ、「未応募校ゼロ運動実施中!」を埼玉県連スローガンに積極的な活動を行いました。その結果、本年度は、県内では373校から3万9556編の応募がありました。全国の応募状況をみましても、昨年実績で応募編数上位10位以内に県内5署連が入るなど、県連としましても良好な成績をおさめることができました。紙上をお借りしてお礼を申し上げます。

ー法人会はいかがですか。

利根 法人会では、本年度も青年・女性部会連絡協議会においてブロック別合同事業を継続実施し、小学生を対象にした租税教育事業の充実と地域社会貢献活動の積極的な展開を図ることとしております。昨年度、青年部会・北部ブロックが中心となり開催した租税教育活動「サイエンスショー」には、小学生の親子935名の参加があり、大きな成果をあげることができました。本年度も、東部ブロックが中心となって、来年1月30日(日)に越谷市での開催を予定しています。そのほか、若者を対象にした税の啓発用マンガ本「税ってなんだ?」(全法連制作)を県連・各単位会を通じて9万部配付しました。

ー税理士会はいかがですか。

久保 私どもは、平成15年に埼玉県租税教育推進協議会の正会員となり、関係機関と連携して県内の小・中・高等学校や高齢者等に対する租税教育に携わっています。本年度は、特に租税教室の開催回数が年々増加傾向にあり、昨年度は299回開催し、受講した児童・生徒等は8、397名に達しました。本年度も昨年を上回る開催、更には内容の充実も目指して取り組んでまいりたいと思います。

ーご出席の皆様から租税教育への取り組みなどについてご発言がありました。有賀署長、発言をお聞きになってどのように思われましたか。

有賀 次代を担う児童・生徒の皆さんに税の重要性や役割などを正しく理解していただくことはとても重要であり、皆様も認識を同じくされていることに意を強くいたしました。今後とも租税教育の推進・充実のため、税務署としましても租税教育推進協議会の活動を中心として取り組んでまいりますのでよろしくお願いいたします。

まとめ

ー皆さんからいろいろとお話をお聞きしてきましたが、最後に、有賀署長にお話しいただきます。

有賀 私どもは、「税を考える週間」に、国民の皆様に税をより一層身近なものと考えていただければと願っております。今後も、納税者の皆様の視点に立ったわかりやすい税情報の提供を行うとともに、納税者の皆様からのご意見・ご要望を伺う広聴の充実に努めてまいりますので、正しい申告と納税につきましてより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

本日は、誠にありがとうございました。

HPアドレス
- 国税庁(確定申告書等作成コーナー、税についての情報、タックスアンサーなど) http://www.nta.go.jp
- e−Tax(国税電子申告・納税システム)ホームページ http://www.e-tax.nta.go.jp
- 関東信越税理士会埼玉県支部連合会(税理士についての情報など) http://www.saizeiren.jp
- (財)全国法人会総連合(法人会についての情報など) http://www.zenkokuhojinkai.or.jp

「法人会に入って良かった!」100万社に選ばれる理由があります。

会員の方々に喜ばれる3つのメリット

1. さまざまな業種の方と知り合える!
▶チャンスが広がり、実際に新規の仕事へとつながる方もいらっしゃいます。
2. 最新の税や経営に役立つことが学べる!
▶時代に合った研修会を開催するなど、実務に活かせる情報が満載。
3. 著名な講師を招いた講演会などが充実!
▶タイムリーなテーマでためになり、会員の皆様に喜ばれています。

経営に差がつく活動を続け、約100万社の会員企業を有する法人会。
入会された会員の皆さまからは、「入って良かった」との声がたくさん届きました。
法人会では、最新の税制について学び、ビジネスチャンスを広げる仲間を募集しています。
くわしくは、お近くの法人会へお気軽にお問い合わせください。

税を考える週間 11月11日(木)〜11月17日(水)

埼玉県法人会連合会
法人会は、「健全な経営、正しい納税、社会に貢献」をテーマに活動する経営者の団体です。

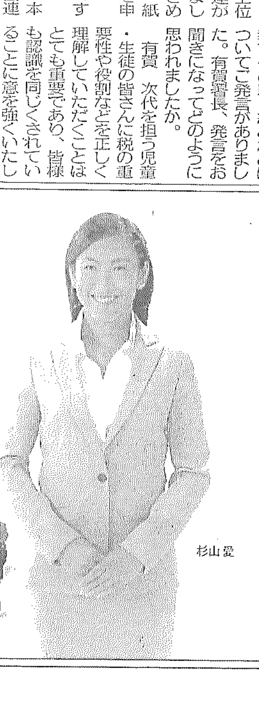

杉山愛

法人会は「平成23年度税制改正に関する提言」を決議しました。
- 法人税の税率引下げ
- 中小企業の軽減税率引下げ
- 事業承継税制
- 納税者番号制度
- 消費税制

国税に関する申告や納税・申請などの手続きはe-Taxが便利です。

くわしくはホームページへ 法人会 検索